

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、川上義幸後援会から平成 21 年 5 月 29 日に訂正の報告があったので、平成 20 年 9 月 26 日付け佐賀県公報で公表した政治団体の収支に関する報告書の要旨（平成 19 年分）の一部を次のとおり訂正する。

平成 21 年 7 月 21 日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

総括表の川上義幸後援会の項中「8,032,671」を「7,140,171」に、「4,529,574」を「3,637,074」に、「892,703」を「203」に改め、6. その他の収入の内訳（1 件 10 万円以上のもの）の表中

民主党佐賀県参議院 選挙区第 1 総支部	敷金もどり（大東建託）	218,912	を
川上義幸後援会	川上義幸選挙事務所家賃	892,500	
民主党佐賀県参議院 選挙区第 1 総支部	敷金もどり（大東建託）	218,912	に改める。